

小坂川水系河川整備基本方針

1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（骨子）

（案）

令和3年11月

静岡県

目次

第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1 河川及び流域の現状	1
(1) 河川及び流域の概要	1
(2) 治水事業の沿革と現状	4
(3) 河川の利用	4
(4) 河川環境	4
(5) 住民との関わり	5

↓以下の項目を含め、次回審議において河川整備基本方針本文（原案）を提示

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 河川整備の基本理念	
(2) 河川整備の基本方針	
ア洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	
イ河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び	
河川環境の整備と保全に関する事項	
ウ河川の維持管理に関する事項	
エ地域との連携と地域発展に関する事項	
第2 河川の整備の基本となるべき事項	
1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	
2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
3 主要な地点における計画高水位及び	
計画横断形に係る川幅に関する事項	
4 主要な地点における流水の正常な機能を	
維持するため必要な流量に関する事項	
(参考図) 小坂川水系図	巻末

第 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1 河川及び流域の現状

(1) 河川及び流域の概要

<位置関係・支川・流域面積・流路延長>

- ・小坂川は、満観峰（標高 460m）の山中に源を発し、大和田川、宮前川と合流して概ね南東に向かって流下し、海に至る、県管理区間延長 2.8km、流域面積 7.5km² の二級河川である。

<地形・地質・河道特性>

- ・小坂川流域の上流域は「山地斜面等、土石流堆積地」、中流域は「谷底低地、湿地」に分類される。下流域は、平坦地が広がっており「氾濫原低地、三角州・海岸低地、砂州・砂堆（礫州・礫堆）」に分類される。
- ・小坂川・丸子川は、かつて安倍川の支流とみられており、本川から分かれて現在の流路となったことが推測される。
- ・もともとは、小坂川中流域に河口があったとされ、安倍川の土砂運搬によって平地部が形成されるとともに、臨海部の砂州・砂堆（礫州・礫堆）の後背地は湿地となった。その後、小坂川、丸子川によって、微地形を形成しながら陸地化したと推測される。
- ・小坂川の河口には、用宗漁港が造られたが、用宗漁港の建設の際に掘削によって発生した土砂は、昭和 36 年頃に低湿地の埋め立てに利用され、現在は中下流域に盛土地が分布している。
- ・小坂川流域の上流域は「火山岩類」、中流域は「泥砂礫質地盤、砂泥質地盤、泥質地盤」、下流域は「礫～砂礫質地盤、砂質地盤」により形成されている。なお、上流域の火山岩類は、大井川層群の堆積した中新世の初期に、海底で火山が噴出し生成された粗面玄武岩であると言われている。
- ・堀川橋より下流の勾配は 1/360 で用宗地区の市街地を流れ、中流は国道 150 号小坂川橋付近を境に下流は 1/800、上流は 1/250 となっている。小坂橋より上流は、1/170～1/60 と急になっている。河口部は、1.4 km 地点付近（汐止橋）まで感潮区間である。

<気候（気候区・気温・降水量）>

- ・小坂川流域の北東にある静岡地方気象台の年間総雨量は 2,300mm 前後で、全国平均 1,559.3mm と比較して多雨の地域である。年平均気温は 16.5℃で、全国平均値 14.1℃と比較すると温暖である。

<土地利用>

- ・昭和 51 年と平成 28 年の流域の土地利用割合を比較すると、森林が 27%から 26%、水田が 9%から 5%、宅地が 23%から 28%、農地 38%から 39%に変化している。

- ・昭和 51 年から平成 28 年にかけて、下流部から中流部における宅地面積の割合が増加し、水田の割合が減少している。また、農地、森林の割合、分布区域はあまり変化していない。

<人口>

- ・流域内人口は 6,500 人程度で、近年は若干減少傾向にある。
- ・流域内世帯数は増加傾向が続いており、高齢者の単独世帯の増加や核家族化が進行していると考えられる。
- ・小坂川流域の 65 歳以上の高齢者の割合は令和 2 年時点で 33.6%であり、全国平均 28.4%を上回る。

<産業>

- ・静岡市の就業人口は、昭和 55 年から平成 7 年にかけて増加し、その後は平成 27 年まで減少傾向が続いている。
- ・就業人口割合は、昭和 55 年から平成 7 年の間に第 1 次産業が 7%から 3%、第 2 次産業が 36%から 26%へ減少し、それに代わるように第 3 次産業が 57%から 71%に増加している。
- ・小坂川流域では、漁業では小坂川の河口にある用宗漁港を拠点としたシラス、イワシ漁等が盛んであり、シラス漁は「用宗のシラス」として有名である。農業は米や茶、みかん等の農作物の生産が盛んである。

<交通>

- ・流域内には、地域における重要な基幹交通が通っている。
- ・東名高速道路、国道 150 号、県道静岡焼津線、県道用宗停車場丸子線が流域を通過しており、静岡市の中心市街地と焼津を結んでいる。
- ・東名高速道路、国道 150 号については、地域の主要幹線道路であるとともに、災害時における緊急輸送路となっている。
- ・流域内の鉄道は、東海道本線・東海道新幹線が通っている。

<歴史・文化・観光>

- ・小坂川流域には古墳時代の古墳群があり、古くから人々の生活が営まれていたことが分かる。流域では当時から稲作が行われており、小坂川は農業、漁業を通して人々の生活と密接に関わっていたと推測される。江戸時代には、農作物の塩害を防ぐため小坂川に対策施設が設置された。また、昭和期には、産業用水として小坂川の伏流水が使われ、河口部に位置する漁港の改修も行われた。
- ・小坂川流域内にある文化財は、静岡市指定文化財「満願寺文書」（有形文化財、書跡・典籍・古文書）の 1 点である。

- ・用宗地区には、「用宗浅間坂上古墳群」などの遺跡のほか、流域唯一の神社として、歴史や信仰を伝えている「浅間神社」等の史跡がある。
- ・流域の祭りとしては、江戸時代から続く「祇園祭」がある。
- ・イベントとしては、シラス漁業の PR や住民と漁業のふれあいを図るために開催される「用宗漁港まつり」が挙げられる。
- ・下流域には、海洋レクリエーション施設「用宗フィッシャリーナ」や「用宗みなと温泉」、中流域には「持船城跡」や「安養寺」、上流域には「翡翠の滝」や「満観峰」といった観光資源がある。

<関連法令の指定状況>

- ・(砂防指定地) 流域内では、満願峰付近の小坂川、大和田沢等の溪流部が砂防指定地に定められている。
- ・(漁港区域) 用宗漁港は、昭和 36 年に工事が着工され、昭和 43 年に第三種漁港に指定された。流域の漁業の拠点となっており、シラス、イワシ漁等が行われている。特にシラス漁は「用宗のシラス」として有名である。
- ・(都市計画区域) 小坂川流域内は、概ね東海道新幹線より上流が市街化調整区域に、下流が市街化区域に指定されている。
- ・(農業地域・農用地区域) 流域内では、用宗市街地の上流が農業地域、農用地区域に指定されており、傾斜地では、茶やみかん等、小坂川沿川の平坦部では米等の栽培が行われている
- ・(保安林) 流域内には、8 箇所の保安林がある。このうち、沿岸部の 2 箇所は海岸線に沿って帯状に分布しており、これは海岸防災林としての機能を有する
- ・(国有林) 流域内において、国有林は分布していない。
- ・(自然公園) 流域内に国立公園、国定公園、県立自然公園の指定はない。
- ・(鳥獣保護区) 流域の北西部が、広く鳥獣保護区に指定されている。

<関連計画>

- ・(第 3 次静岡市総合計画) 静岡市は、「歴史文化のまち」と「健康長寿のまち」を「目指す都市像」と掲げ、その実現を目指している。
- ・(静岡市都市計画マスタープラン) 駿河区のまちづくりの目標実現に向けた取り組みの中で小坂川流域周辺については、「用宗漁港周辺は、豊かな自然景観や水辺景観を活かした魅力ある景観形成を目指す」、「国道 150 号、国道 1 号バイパスは、「地域間連携軸」と位置づけ、市内及び周辺都市を結ぶ幹線道路として維持・更新する」「津波浸水被害課題エリア」である用宗漁港周辺については、安心・安全なまちづくりに向けて、地域の状況を踏まえた土地利用の検討や災害対策を進める」等を掲げている。
- ・(駿河湾沿岸海岸保全基本計画) 小坂川流域周辺は、砂浜の侵食対策や、シラス漁等の産業に配慮した海岸保全方針が定められている。
- ・(ふじのくに景観形成計画) 小坂川流域周辺では、砂浜の保全や港湾・漁港の建築物の

修景、歴史ある建築物の保存やまちなみの修景・整備といった景観形成の方向性が定められている。

- ・(ふじのくに生物多様性地域戦略[2018-2027]) 多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくため、河川に関しては外来生物の拡大防止、生物に配慮した整備・維持管理を行動計画として挙げている。

(2) 治水事業の沿革と現状

<治水事業の歴史>

- ・小坂川では、昭和41年に策定された河川改修計画に基づき、汐入橋から楊岐橋まで河川整備が進められた。その後、昭和62年、昭和63年の災害を受け、楊岐橋から起点まで改修が行われている。
- ・平成15年7月の豪雨では、時間最大103mmの豪雨により、床上浸水42戸、床下浸水96戸の被害が確認されている。また、汐入橋より下流では護岸が崩壊し、災害復旧工事で復旧が行われた。

<現在の取組状況>

- ・小坂川のHWL相当の現況流下能力は、上流部で概ね年超過確率1/10程度を満たしているが、中下流部は年超過確率1/10未満となった。
- ・中下流部の低地や用宗漁港周辺など、沿岸部で洪水や津波による災害のポテンシャルが高い地域に市街地が形成されている。
- ・汐止橋に危機管理型水位計が設置されており、計測された水位はインターネットを通じて公開されている。

<過去の津波被害>

- ・小坂川流域は、安政東海地震(1854年)では用宗で津波高4.5mと大きな被害が発生したと記録されている。

<津波について(今後の津波対策の方針)>

- ・静岡県第4次地震被害想定では、沿岸部での設計津波水位がT.P.+4.6m、用宗漁港での到達津波高はT.P.+4.0mとなっており、静岡県と静岡市が連携して津波対策に取り組む必要がある。
- ・最大クラスの津波(L2津波)では、沿岸への津波到達時間は10分であり、河川及び海岸堤防を越流し、小坂川流域では最大59haが浸水すると想定されている。
- ・用宗港周辺や小坂川の沿川では、静岡市地震・津波対策アクションプログラムを策定し、これに基づいたアクションが実施されている。
※静岡市地震・津波対策アクションプログラム(令和3年3月)

(3) 河川の利用

- ・小坂川では、慣行水利の届出はない。また、漁業権の設定もない。

(4) 河川環境

<水質について>

- ・小坂川の河川水質については、国道 150 号小坂川橋に水質観測地点が設定されているが、水質環境基準の類型指定はされていない。公共用水域水質調査結果（平成 21 年～令和元年）では、生物化学的酸素要求量 BOD の 75%値が基準を超過することが期間中 2 回あったが、それ以外は「河川 B 類型」の基準を満たしていた。
- ・小坂川周辺の海域水質は、用宗漁港中央に水質観測地点が設定されており、計測地点 1 箇所において、深度 0.5m、2m、5m の 3 箇所の計測を行っている。用宗漁港では環境基準の「海域 B 類型」が設定されており、公共用水域水質調査結果（平成 21 年～令和元年）では、概ね基準を満たしている。

<下水道整備について>

- ・小坂川流域は、静岡市下水道計画において長田処理区に属しており、污水管や長田浄化センターの整備が進められている。公共下水道区域以外の地域では合併処理浄化槽による処理が主体となっている。
- ・污水处理人口率（平成 30 年度末）は静岡市で 90.2%、長田処理区で 98.6%である。

<生息する動植物について>

- ・流域の自然環境については、令和 2 年度に魚類・植物について調査が行われている。
- ・下流域と上流域は掘込河道の形式で両岸がコンクリート護岸で整備されており、上流域は落差工が多く設けられている。中流域には土堤区間が存在し自然草原が形成されている。
- ・汐止橋より下流は、感潮区間で汽水域であるため、ゴンズイ、スズキといった周縁魚が多く生息し、また、干潟ができるような場所の砂泥を好むチワラスボ属等希少種もみられる。中流域は、ハゼ類やボラ類といった汽水魚や、礫底に生息するカマキリや水生植物群落周辺に生息するミナミメダカ等希少種が確認されている。
- ・小坂橋より上流は勾配が急であり、落差工が多い。瀬の周辺から平瀬にかけての緩流部で多く見られるカワヨシノボリが生息する。
- ・植生は、下流域にはヒメガマ等の水生植物群落がみられ、中流域には流水域を好み、特に湧水のある水域に多産する希少種のナガエミクリや、エビモやヒルムシロ類等の沈水・浮葉植物がみられる。上流域はツルヨシ群落が主体となった単調な群落が見られる。

(5) 住民との関わり

- ・小坂川流域には活動しているリバーフレンドシップ団体はないが、中上流部を中心に

地元の用宗部農会による河川清掃、草刈等が実施されている。

- 小坂川全川を通して、住民は散歩等で川を利用しており、地域の貴重な水辺空間となっている。
- 中流部には、小坂川緑地が設置され近隣住民の憩いの場となっている。また、緑地内の「城山の梅園」は地元の中学校の生徒と住民によって手入れがされており、毎年梅の収穫や梅を漬ける活動が行われている。